



ワイワイ  
ガヤガヤ

# 憲法カフェ 第28回

2025年

いつ?

3月22日(土) 午後2時~3時半

どこで?

コミュニティー・レストラン木々

☎ 042・425・6800

- 西武池袋線保谷駅南口から吉祥寺駅行き西武バス「保谷小学校」下車 徒歩1分
- 西武新宿線田無駅北口から天神山・保谷駅行き西武バス「保谷小学校」下車徒歩1分



テーマは?

## 年収の壁もいろいろ!

～話題の103万円の壁からまだある様々な壁を視る～

参加費は? 300円(資料代+コーヒー代)

主催は? 九条女の会 連絡先: 042-453-4121

昨年来、年収の壁103万円がクローズアップされてきました。現行の所得税控除額103万円を「所得制限なしの178万円に増額することで手取を上げる」と主張する国民民主党と政府与党との協議が続いていましたが、折り合いが付きませんでした。結局2月26日、与党のみで「160万円(所得制限あり)の壁」で決着しました。103万円の壁は所得税と住民税などの壁ですが、その他にも106万円、130万円など社会保障に関する壁、配偶者手当に関する壁もあります(裏面参照)。一つの壁だけではなく、様々な壁の中身を学び、私たちの生活にどのように影響するのか、憲法25条の「基本的生存権」に照らして考えます。

国民民主党の主張する178万円(所得制限なし)では国・地方の税収が約8兆円減収らしいよ。

今回政府が決めた160万円(所得制限あり)では減収1兆2千億円とのこと。



減収分をどの様に捻出するのも示してほしいわね。福祉の部分から持ってくるのは止めてほしい。

103万円の内訳は基礎控除48万円と給与所得控除55万円の合計よ。

出入り自由。メンバーは固定していませんので初めての方もお気軽にどうぞ!